


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	令和3年度東大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正について			区分	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	財政課、市民課、課税課、会計課				
<p>1. 要旨</p> <p>現在実施している標記事業について、児童1人あたり5万円を追加支給することとしたため、標記要綱の一部を改正する。</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>ア 令和3年9月分児童手当（本則給付）受給者</p> <p>イ 令和3年9月30日時点で高校生相当の児童を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者であるもの及びそれに準ずるもの（施設設置者等を含む）</p> <p>ウ 令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当（本則給付）受給者</p> <p>(2) 支給額 児童1人につき50,000円を追加</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>子育て世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年11月19日 閣議決定</p> <p>令和3年11月26日 東京都から、実施に係る通知（内閣府通知）を收受</p> <p>令和3年12月20日 国補正予算成立</p> <p>令和3年12月21日 12月補正予算（9号）専決処分</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記（1）アの者（プッシュ型・積極支給）については、12月23日に5万円を支給し、12月27日に本要綱改正による5万円の追加支給を行う。 ・上記（1）イ及びウの者（要申請）については、1月下旬以降、申請日に応じて順次、10万円の一括支給を行う。 						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を行いたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。